

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る  
特定小売供給約款の特例認可等について

令和 8 年 6 月 8 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課／ネットワーク事業監視課／総務課

(趣旨)

以下に記載する申請者から、2026 年 6 月 2 日付けで経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料 3-1 のとおり、経済産業大臣から意見の求めがあった。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、御審議いただく。

【申請者】

○みなし小売電気事業者（10 者）

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○一般送配電事業者（10 者）

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社

- 33      ・ 関西電力送配電株式会社
- 34      ・ 中国電力ネットワーク株式会社
- 35      ・ 四国電力送配電株式会社
- 36      ・ 九州電力送配電株式会社
- 37      ・ 沖縄電力株式会社
- 38
- 39      ○ みなしガス小売事業者（1 者）
- 40      ・ 東邦瓦斯株式会社
- 41
- 42      ○ 一般ガス導管事業者（3 者）
- 43      ・ 東京ガスネットワーク株式会社
- 44      ・ 大阪ガスネットワーク株式会社
- 45      ・ 京葉瓦斯株式会社

46 **1. 今回の申請 (31 件) の概要**

47 令和8年5月25日、高市内閣総理大臣は、中東情勢を受けた対応にかかる記者会見に  
48 おいて、国民の命と暮らしを守る観点から、使用量が多くなる7～9月の電気・ガス代を  
49 支援することとした（電気・ガス料金負担軽減支援事業）。当該支援措置の実施に伴い、  
50 今般、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け又は届け出た約款の遵  
51 守義務を負う事業者から、当該約款以外の供給条件の認可等を受けるための申請（下記  
52 (1) 及び(2)）があったもの。

53

54

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の概要



55

56

57

58

出典：資源エネルギー庁 エネルギー価格の支援についてHP  
([https://www.enecho.meti.go.jp/category/gekihen\\_lp/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/gekihen_lp/index.html))



59  
60  
61

出典：資源エネルギー庁 電気・ガス料金支援HP  
(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)

62 (1) 電気

63 ①特定小売供給約款関係（みなし小売電気事業者）（10件）

64 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の  
65 規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第  
66 21条第1項ただし書の規定により、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場  
67 合における供給条件の認可を受けるための申請

68  
69 ②最終保障供給約款関係（一般送配電事業者）（10件）

70 電気事業法（昭和39年法律第170号）第20条第2項ただし書の規定により、最終  
71 保障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるため  
72 の申請

73  
74 ③離島等供給約款関係（中部、関西、四国を除く一般送配電事業者）（7件）

75 電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、離島等供給約款により難い特別の  
76 事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

77  
78 (2) ガス

79 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係（みなしガス小売事業者）（1件）

80 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第4  
81 項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業  
82 法第20条ただし書の規定により、指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事  
83 情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

84  
85 ②最終保障供給約款関係（一般ガス導管事業者）（3件）

86 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第51条第2項ただし書の規定により、最終保  
87 障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための  
88 申請

89

90 2. 申請に係る供給条件の概要

91 (1) 電気

92 ①低圧

93 令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間に使用される電  
94 気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従  
95 って算出した燃料費調整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。

96

97 令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間に使用される電  
98 気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従  
99 って算出した燃料費調整単価から4.5円/kWhを差し引いた額とする。

100

101 令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間に使用される電  
102 気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従  
103 って算出した燃料費調整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。

104

105 ※定額制供給については、契約種別ごとに、特定小売供給約款及び離島等供給約款  
106 に従って算出した燃料費調整単価から、特定小売供給約款及び離島等供給約款に  
107 定める単価の算定諸元として用いられた販売電力量(みなしkWh)に、令和8年7  
108 月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間は3.5円/kWh、令和8年  
109 8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間は4.5円/kWh、令和8  
110 年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間は3.5円/kWhを乗じ  
111 た額を差し引いた額とする。

112

113 ②高圧

114 令和8年7月の検針日から令和8年8月の検針日の前日までの期間に使用される電  
115 気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等  
116 供給約款に従って算出した燃料費調整単価から1.8円/kWhを差し引いた額とする。

117

118 令和8年8月の検針日から令和8年9月の検針日の前日までの期間に使用される電  
119 気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等  
120 供給約款に従って算出した燃料費調整単価から2.3円/kWhを差し引いた額とする。

121

122 令和8年9月の検針日から令和8年10月の検針日の前日までの期間に使用される電  
123 気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等  
124 供給約款に従って算出した燃料費調整単価から1.8円/kWhを差し引いた額とする。

125

## 126 (2) ガス

127 料金算定期間の末日が令和8年7月1日から7月31日に属する料金算定期間において  
128 は、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料  
129 金又は調整単位料金から14.0円/m<sup>3</sup>を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金  
130 とする。

131

132 料金算定期間の末日が令和8年8月1日から8月31日に属する料金算定期間において  
133 は、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料  
134 金又は調整単位料金から18.0円/m<sup>3</sup>を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金  
135 とする。

136

137 料金算定期間の末日が令和8年9月1日から9月30日に属する料金算定期間において  
138 は、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料  
139 金又は調整単位料金から14.0円/m<sup>3</sup>を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金  
140 とする。

141

142 ※大阪ガスネットワークは、料金システム上、基準単位料金又は調整単位料金から直  
143 接14.0円/m<sup>3</sup>又は18.0円/m<sup>3</sup>を引くことができないため、LNG価格やLPG価格の入力  
144 値を調整することで値引き単価を調整するため端数が生じる。なお、当該端数につ  
145 いても、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の対象となっている。

146

## 147 3. 約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

148 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の実施について、電気・ガス料金の値引きを通  
149 じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅  
150 速に支援を届けるよう経済産業省から関係事業者に対する要請が行われたことを受け、  
151 応急かつ暫定的な措置として本措置が必要。

152

## 153 4. 経済産業大臣への回答について

154 本申請（31 件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの  
155 審査基準に照らし、特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支  
156 えないものと考えられる。

157 これを踏まえ、資料 3-2 のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可  
158 等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

159

160 参考：関係条文

161 (1) 電気

162 ①特定小売供給約款関係

163

164 ○旧電気事業法

165 第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第  
166 四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第  
167 二十三条第三項の規定による変更があつたときは、変更後のもの）又は第十九条  
168 第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要  
169 （特定規模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を  
170 行うとき、及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合にお  
171 いて、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の  
172 規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、こ  
173 の限りでない。

174

175 ○電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基  
176 準等（平成28年3月28日制定）

177 第1 審査基準

178 (6) 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給  
179 条件の認可

180 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条  
181 件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところ  
182 であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

183 ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金  
184 を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

185 ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行う  
186 ことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味  
187 な場合

188 ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電  
189 気事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的  
190 に料金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の原価  
191 の変動による料金の変更を行う場合を除く。）

192 ②最終保障供給約款関係

193

194 ○電気事業法

195 第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定  
196 め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならな  
197 い。これを変更しようとするときも、同様とする。

198 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において  
199 「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはな  
200 らない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合におい  
201 て、経済産業大臣の承認を受けた供給条件により最終保障供給を行うときは、こ  
202 の限りでない。

203 3・4（略）

204

205 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準（平成12年7月1日制  
206 定）

207 第1 審査基準

208 （15）第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

209 第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に係る審査  
210 基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的  
211 には、例えば、天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時  
212 的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合とする。

213

214 ③離島等供給約款関係

215

216 ○電気事業法

217 第二十一条 一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定  
218 め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない  
219 い。これを変更しようとするときも、同様とする。

220 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において  
221 「離島等供給約款」という。）以外の供給条件により離島等供給を行つてはならな  
222 い。ただし、その離島等供給約款により難い特別の事情がある場合において、経  
223 済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、  
224 この限りでない。

225 3・4（略）

226

227 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12年7月1日制  
228 定）

229 第1 審査基準

230 （17） 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認

231 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基  
232 準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的に  
233 は、例えば、次のような場合とする。

234 ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を  
235 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

236 ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島等の需要家と一律の取引を行うことを  
237 前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

238 (2) ガス

239 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係

240

241 ○旧ガス事業法

242 第二十条 一般ガス事業者は、第十七条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四  
243 項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（第十  
244 八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）又は第十七条  
245 第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、その供給区域  
246 における一般の需要に応じガスを供給してはならない。ただし、大口供給を行う  
247 場合においてその供給の相手方と合意したとき、又は特別の事情がある場合にお  
248 いて経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

249

250 ○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審  
251 査基準等（平成29年3月31日制定）

252 第1 審査基準

253 (6) 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可

254 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害  
255 を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガ  
256 ス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等につ  
257 いて、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガ  
258 スの使用者から均等に工事負担金を徴収する場合、及び指定旧供給区域等小売供  
259 給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合など、一般  
260 的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否  
261 か、旧一般ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの  
262 使用者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

263 ②最終保障供給約款関係

264

265 ○ガス事業法

266 第五十一条 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件に  
267 ついて約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出  
268 なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

269 2 一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条におい  
270 て「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つては  
271 ならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合にお  
272 いて、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を  
273 行うときは、この限りでない。

274 3・4（略）

275

276 ○ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12年10月2  
277 日制定）

278 第1 審査基準

279 （17）法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

280 法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に当たっ  
281 ては、同項ただし書に基準が定められているところであり、例えば、以下のよう  
282 な約款として定めるになじまない場合か否かを判断するものとする。

283 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を  
284 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

285

286